

## I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側の採用するア説は、窃取行為との時間的場所的接着性を考慮する見解であるが、かかる時間的場所的接着性について、具体的にどのように考慮するのか。すなわち、本説は「衝突状況を断絶する事情があるか否か」が窃盗の機会継続性の有無の決定的な判断基準であるところ、時間的場所的接着性についてどの程度まで考慮に入れるのか、また、時間的場所的接着性があると認められる判断基準は何か、明確でないため、問題となる。
- 10 2. 弁護側レジュメ2頁4行目以下のα説の検討において、「現在行われている犯罪と言えらる」としているが、236条2項の利益強盗の実行行為の現在性を認めることがなぜ結合犯説の論拠になりうるのか。また、このように考えるのであれば、承継的共同正犯否定説に立つ場合であっても事後強盗罪の共犯の成立が認められることとなり、弁護側の採用する承継的共同正犯否定説と矛盾する考えとなるのではないか。
- 15

以上